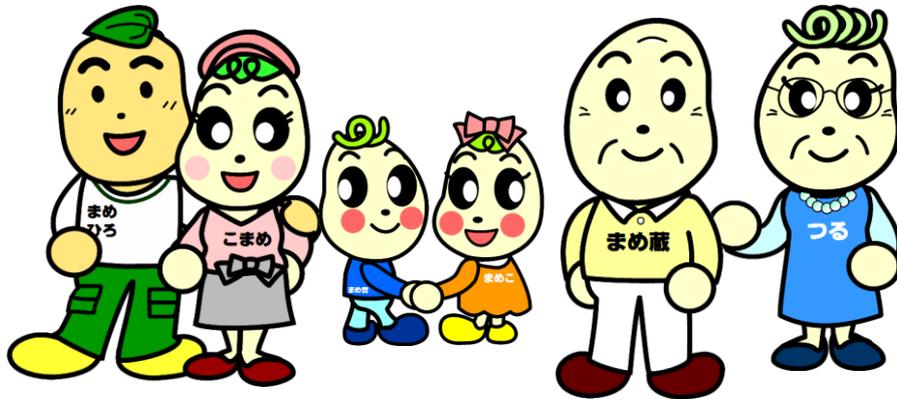


事業所向け

松江市地域における高齢者の見守りネットワーク事業のてびき



令和4年6月改正

松江市 健康福祉部 介護保険課

1. 見守りの必要性

令和2年3月末現在、松江市の高齢化率は29.6%、独居高齢者は16.4%となっており、今後も高くなることが予想されます。

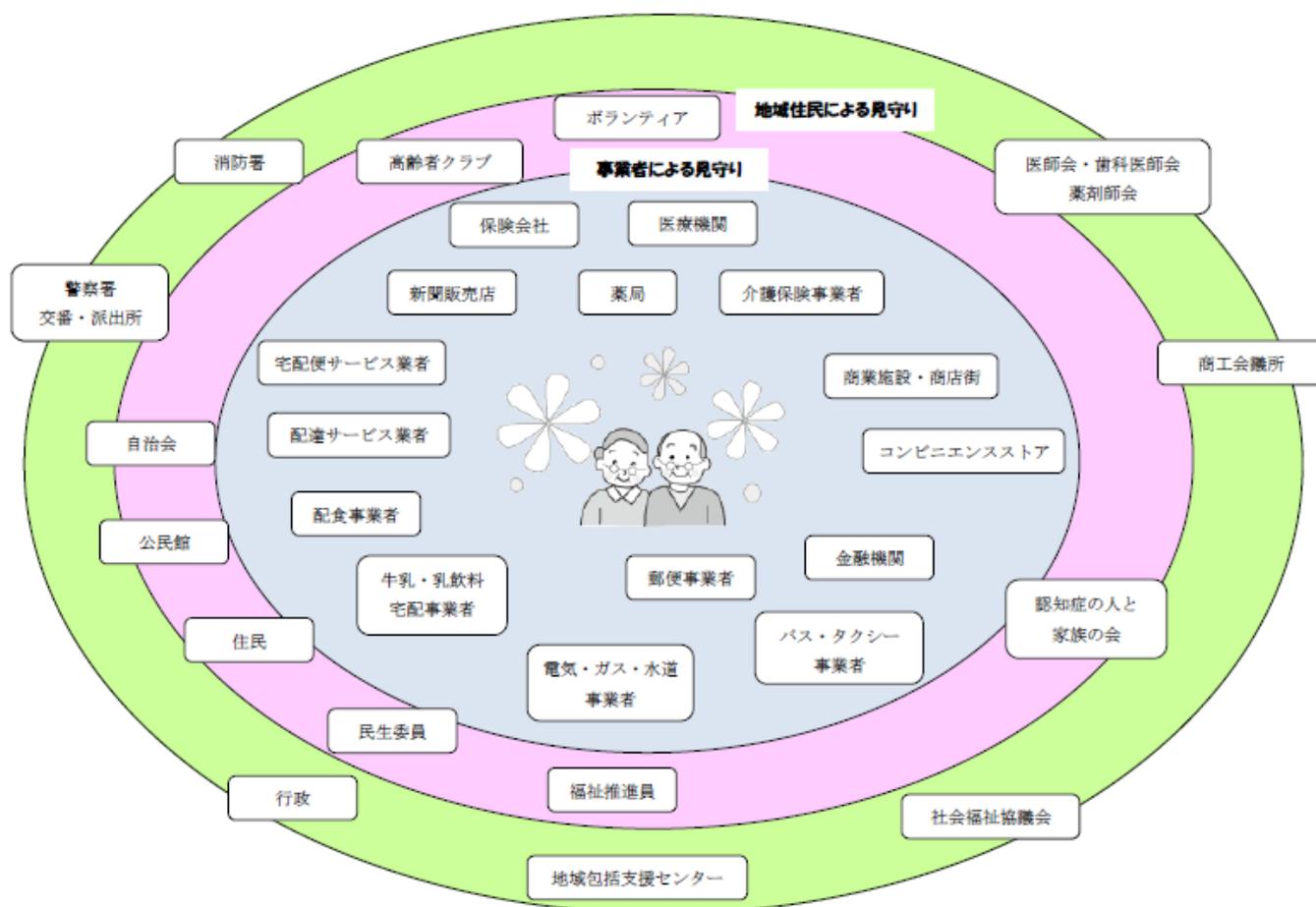
また、65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が要介護認定を受けており、今後、要介護認定者も増加していくと考えられます。また、要介護認定者に占める認知症高齢者は62.8%を占めており、そのうちの48.6%は在宅で生活をしている状況です。

高齢者は虐待や消費者トラブルの被害者になることも多く、地域全体で見守りや支えあいが不可欠です。

高齢期になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けていくため、住民一人一人が見守りとその必要性について認識を高め、日常生活の中でのさりげない見守りを実践していくことが必要です。

2. 高齢者の見守りネットワークのイメージ図

高齢者の見守りネットワークは、地域住民や民間事業者、専門機関等、地域の様々な関係機関がそれぞれの役割の中で、相互に連携をしながら、見守り活動を行うことで、誰もが安心して暮らし続けられる体制が構築されている状況を目指します。

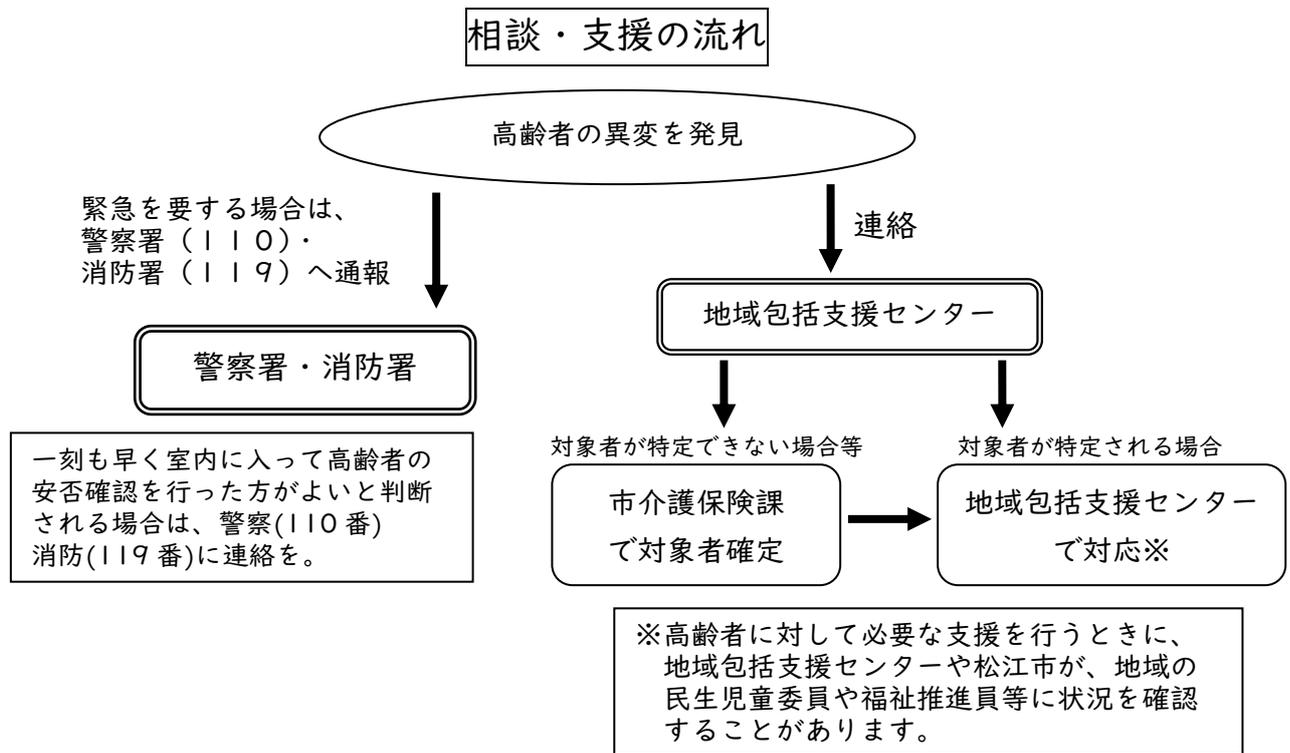


3. 見守りの方法

- ① 普段からの挨拶や地域の行事などを通して、顔の見える関係づくりをしましょう。
- ② 日常生活で、隣近所が変わったことがないか、気にかけてみましょう。
- ③ 気になることや異変を発見した場合は、早めに関係機関へ連絡しましょう。
 - ・ 高齢者の様子が気がかりな状況で、本人や家族と話ができる場合は、気になる様子を聞いたり、「心配なので地域包括支援センターに相談しておきましょうか」と、まず声をかけてみましょう。
 - ・ 高齢者虐待が疑われる場合、高齢者虐待防止法に基づいて通報の義務が定められているため、本人や家族の同意がなくても通報をすることができます。

見守りにおける気づきのポイント

<input type="checkbox"/> 新聞や郵便物がたまったままで、確認している形跡がない。
<input type="checkbox"/> 長い間、姿を見かけない。
<input type="checkbox"/> 家の明かりがずっとついたまま、またはずっと消えたままが続いている。
<input type="checkbox"/> 何日も洗濯物が干しっぱなしになっている。布団が翌日まで干しっぱなし。
<input type="checkbox"/> 日中でも雨戸やカーテンが閉まったままになっている。
<input type="checkbox"/> 前回配達した届け物（乳飲料・生鮮品・弁当）がそのまま残っている。
<input type="checkbox"/> 庭や家屋の手入れがされなくなった、ゴミだらけになっている。
<input type="checkbox"/> 最近、痩せてきた、顔色が悪く、具合が悪そうに見える。
<input type="checkbox"/> 今まで挨拶をしていたのにしなくなった、最近、電話や訪問に応答がない。
<input type="checkbox"/> 髪や服装が乱れている、季節に合わない不自然な服装をしている。
<input type="checkbox"/> 話がかみあわなくなった、同じことを何度も言う。
<input type="checkbox"/> 暴言を吐くなど、性格が変わった。
<input type="checkbox"/> お店などで勘定ができない、繰り返し同じものをたくさん買う。
<input type="checkbox"/> 深夜に出歩いている、道に迷っている。
<input type="checkbox"/> 異臭がする。
<input type="checkbox"/> 家の中から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする。
<input type="checkbox"/> 身体（顔や腕など）に不自然なアザが目につくようになった。
<input type="checkbox"/> 最近、見慣れない人や車の出入りが多くなった。



4. 関係機関の役割

①市民、民生児童委員・福祉推進員等、協力事業者

日常生活や業務内で、地域の高齢者に対して「さりげない見守り」を行い、気になることや異変を感じた場合は、松江市の地域包括支援センターに連絡をします。ただし、緊急性があると判断される場合は、警察署や消防署へ連絡する等、必要な対応を行います。

②地域包括支援センター

- ・関係者や協力事業所から連絡・相談を受け、高齢者等の状況を確認するとともに、必要な支援や対応を行います。
- ・状況確認や支援にあたっては、必要に応じて民生児童委員や福祉推進員等の関係団体と連携して対応します。

③松江市（介護保険課）

- ・高齢者の見守りが適正かつ円滑に行われるよう、関係者や協力事業者等との連絡調整を行います。
- ・見守りの必要性や事業の普及・啓発を行うとともに、見守りネットワークの構築・強化を行います。
- ・協力事業者の登録、及び事業所名等の公表を行います。

5. 協力事業者とは

松江市では、高齢者の生活に関わる民間事業者や関係機関と高齢者の見守りに関する協力体制を取り、高齢者の支援につなげていくネットワークを構築しています。

【協力事業者へ期待すること】

- ・ 高齢者へのさりげない見守り、高齢者に優しい対応を行う。
- ・ 従業員等が高齢者や疾患などについて理解を深める機会をつくる。
- ・ 従業員等へ日常業務の中で、高齢者の様子を気にかける意識づけをする。
- ・ 高齢者の気になる様子や異変等に気づいた際の連絡・相談先を従業員等へ周知する。
- ・ 徘徊等による行方不明者があった時、市から情報を受け、従業員等へ周知する。

☆行方不明者の検索等についてのご協力をお願いします。

高齢者等が行方不明になった際、事前に登録した協力者（個人）の携帯電話に行方不明者の情報がメール配信されるネットワーク事業があります。

協力事業者では、従業員の皆様に、メールの受信登録をお勧めください。

問合せ先）松江市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係 電話 24-5800



左記のQRコードを携帯電話で読み取り、空メールを送信してください。
一部の機種によっては利用できない場合がありますので、下記のアドレスに空メールを送信してください。mimamori-network@xpressmail.jp

【協力事業者の例】

高齢者の自宅を訪れる事業者	新聞販売店
	郵便局
	宅配事業者
	生活協同組合、弁当配達事業者
	牛乳・乳飲料配達事業者
ライフライン事業者	電力会社・ガス会社、水道事業者
高齢者が生活上立ち寄る事業者	スーパー、商店街、コンビニエンスストア
	鉄道、バス・タクシー会社
	銀行、信用金庫
	保険会社
医療・介護関係機関	病院、診療所、薬局
	居宅・デイサービス事業所

6. 地域包括支援センターとは

松江市内に6か所の地域包括支援センターと2か所のサテライトを設置しています。高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるように、相談・支援をする総合相談窓口です。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門職が連携しながら、高齢者とその家族を支援します。

さまざまな相談に応じます

- ・近所の一人暮らしの高齢者が心配だ…
- ・最近、もの忘れがひどくなってきた…
- ・どこに相談をすればいいのかわからない…

高齢者の権利を守る相談や情報提供をします

- ・虐待を受けているような人がいる…
- ・悪質な訪問販売で困っている…
- ・財産管理に自信がなくなってきた…

自立した生活を支援します

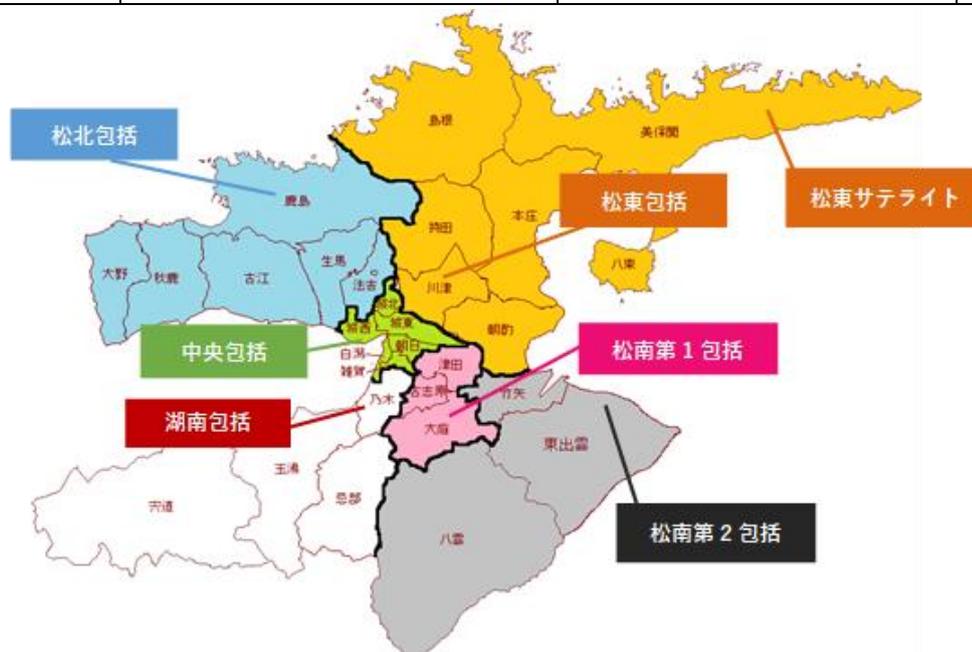
- ・介護保険のサービスを利用したい…
- ・身の周りのことができにくくなってきた…
- ・今の健康を維持したい…

よりよいサービスを提供できるように支援します

- ・地域のケアマネジャーへ支援や助言…
- ・介護・福祉・保健・医療等の関係機関と連絡調整…

【地域包括支援センター 一覧】

担当地域	センター名	住所	電話番号
朝酌・川津・本庄・持田・島根・美保関・八束	しょうとう 松東地域包括支援センター	西川津町 825-2 シルバーワークプラザ3階	24-1810
	しょうとう 松東サテライト	美保関町下宇部尾 61-2 松江市美保関支所内	72-9355
城北・城西・城東・白湯・朝日・雑賀	ちゅうおう 中央地域包括支援センター	千鳥町 70 松江市総合福祉センター1階	24-6878
法吉・生馬・古江・秋鹿・大野・鹿島	しょうほく 松北地域包括支援センター	鹿島町佐陀本郷 640- 松江市鹿島支所内	82-3160
津田・大庭・古志原	しょうなん 松南第1地域包括支援センター	大庭町 735	60-0783
竹矢・八雲・東出雲	しょうなん 松南第2地域包括支援センター	東出雲町揖屋 1142 東出雲支所2階	52-9570
乃木・忌部・玉湯・宍道	こなん 湖南地域包括支援センター	乃白町 32-2 保健福祉総合センター3階	24-1830
	こなん 湖南サテライト	宍道町上来待 213-1 宍道健康センター内	66-9355



7. 地域における高齢者の見守りネットワーク事業に関するお問い合わせ

松江市 健康部 介護保険課 介護予防係

電話：0852-55-5568 FAX：0852-55-6186

E-mail：kaigoyobo@city.matsue.lg.jp

各種講演や研修会の機会をご提供します。

・認知症について正しい知識や認知症の人への接し方について学ぶ機会として「認知症サポーター養成講座」があります。

各団体で企画していただく必要がありますが、講師（キャラバンメイト）の無償派遣、テキストや登録証など必要物品の無償提供を行います。

ご希望の際は、松江市介護保険課までご連絡ください。

※尚、介護・福祉・医療・保健等の専門職員を対象には開催できません。

・虐待、認知症、地域づくり、見守り等について講演会や研修会の開催案内や情報提供を行います。